令 和 4 年 度 第2回 燕市国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和 4 年度 第 2 回 燕市国民健康保険運営協議会 会議録 (要旨)

- 1. 日 時:令和5年2月17日(金) 午後1時30分~午後3時3分
- 2. 場 所: 燕市役所 3階 会議室301
- 3. 次 第:(1) 開会
 - (2) 会長あいさつ
 - (3) 議事録署名委員の選任 (小越委員)
 - (4) 議題
 - ①【報告】令和4年度燕市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
 - ②燕市国民健康保険条例の一部改正について
 - ③令和4年度燕市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
 - ④国民健康保険事業費納付金等の算定結果について
 - ⑤令和5年度燕市国民健康保険特別会計予算について
 - ⑥その他
- 4. 出席委員:被保険者代表:亀倉委員、戸成委員、山田委員、茂岱委員 保険医・保険薬剤師代表:佐藤委員、野神委員、井手口委員、外石委員 公益代表:三富委員、小越委員、藤井委員
- 5. 欠席委員:被用者保険等保険者代表:北村委員、渡邊委員、登坂委員
- 6. 事務局:本間医療主幹

収納課:高橋課長 税務課:本井課長

健康づくり課:篠田課長 長寿福祉課:梅田課長

保険年金課:近藤課長、平松課長補佐、涌井副参事、山田主事、長島主事

- 7. 報道機関:なし
- 8. 傍聴者: なし

次第1 開会

事務局

皆様、本日は大変お疲れさまです。

定刻になりましたので、ただ今より国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。 本日の進行を務めさせていただきます、健康福祉部保険年金課の平松です。 よろしくお願いいたします。

それでは次第を進める前に、新しい委員が就任されましたので、ご紹介させていただきます。このたび被保険者代表である今井美代子様が退任されましたので、その後任については、公募により、茂岱光雄様に委員の委嘱をさせていただきました。委嘱日については、令和5年1月12日付けで、任期は前任者の残任期間となるため、令和6年7月31日までとなります。茂岱委員は、今日が初めての出席となりますので、茂岱委員より、一言お願いしたいと思います。

(茂岱委員 あいさつ)

事務局

ありがとうございました。茂岱委員におかれましては、被保険者代表のお立場から、ご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、このたび被用者保険等保険者代表である地方職員共済組合新潟県支部の齋藤靖子様が人事異動に伴い退任されましたので、その後任については、新潟県被用者保険等保険者連絡協議会のご推薦により、本日は欠席となっておりますが、地方職員共済組合新潟県支部の給付係長でおられます北村映子様に委員の委嘱をさせていただきました。委嘱日については、令和4年4月1日付けで、任期は、前任者の残任期間となるため、令和6年7月31日までとなります。また、このたび公益代表である燕市自治会協議会理事の遠藤貴行様が自治会長の交代により退任されましたので、その後任につきましては、燕市自治会協議会のご推薦により、後日決定させていただきます。

次に、本日の出席状況についてご報告いたします。被用者保険等保険者代表の北村委員及び渡 邊委員から欠席の連絡がありましたので、お知らせいたします。本日の会議は、国保運営協議 会規則第3条、委員の半数以上の出席により成立いたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきますが、本日の協議会の終了は、午後3時を目途 としておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。なお、外石委員におかれましては、 午後2時45分までの議事参加となりますので、皆さまご承知おきくださいますようお願いい たします。 また、本日の会議室には、机上にマイクが設置されていますので、委員の皆様が発言される際にはマイクスイッチを押して、オン、オフを切り替えながらご発言していただきますよう、お願いいたします。なお、本日は、感染症対策のため30分おきに1回、2分から3分程度、出入口を開け、換気をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に次第の2、会長あいさつでございます。三富会長お願いいたします。

(三富会長 あいさつ)

事務局

次に、協議会及び議事録の取扱いにつきましては、本協議会は公開を原則とさせていただきます。なお、議事録の公開につきましては、委員発言の個人名は公表いたしませんので、よろしくお願いいたします。また、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康チェック表のご記入、当日のマスク着用、検温にご協力いただき大変ありがとうございます。

次に、次第の3、「議事録署名委員の選任」についてですが、ここからは、議事の進行を三富会 長からお願いいたします。

会長

はい。それでは、早速、議事に入らせていただきます。

次第の3、「議事録署名委員の選任」でありますが、会長指名とさせていただきたいと思います。 異議はございませんか。

(委員、異議なしの声)

会長

ありがとうございます。

異議なしと認め、議事録署名委員に小越委員を指名いたします。

小越委員、よろしくお願いいたします。

委員

はい、わかりました。

会長

次に、次第の4の議題に入ります。議題の①令和4年度燕市国民健康保険特別会計補正予算第 1号について、事務局より報告願います。

資料の確認後、

<資料①-2により令和4年度燕市国民健康保険特別会計補正予算第1号について報告>

会長

報告が終わりました。ご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

委員

資料の見方を教えて欲しいのですが、事前配布していただいた資料①-1 の 11 ページ下段(1) その他の期末手当と勤勉手当がマイナスとなっていますが、9 ページと 10 ページの上段に記載されている期末手当と勤勉手当の金額との違いというのは、どのようにこの資料を見れば良いのでしょうか。その 2 箇所については、変更になっているものとして素直に受け止めれば良いのでしょうか。また、9 ページと 10 ページの上段では、期末手当がマイナスで、勤勉手当はプラスになっています。このときになぜ数字が違っているのでしょうか。

事務局

11ページの期末手当については、制度改正で 4 万 2 千円、その他でマイナス 12 万 6 千円、この金額を差し引きした金額が上の表のマイナス 8 万 4 千円になっています。同じく、勤勉手当は、制度改正で 37 万円、その他でマイナス 8 万円、この金額の差が上の表の職員手当の内訳の 29 万円となります。このそれぞれの金額が 9ページの明細の期末手当と勤勉手当の金額として記載されています。

委員

わかりました。できれば、ぱっと一見で分かるようにしてほしいです、別の数字が独り歩きしている印象があり、数字について説明があった方が良いなと思いました。

事務局

補足させていただきます。制度改正というものは人事院の勧告の関係の金額で、その他は会計 間の異動に伴う金額となっています。

委員

わかりました。ありがとうございます。

会長

他にありませんか。

無いようですので、議題の①令和 4 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について、報告を終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

それでは、議題の①令和4年度燕市国民健康保険特別会計補正予算第1号について、報告を終 了させていただきます。

次に、議題の②燕市国民健康保険条例の一部改正について、事務局より説明願います。

事務局

<資料②-2により燕市国民健康保険条例の一部改正について報告>

会長

説明が終わりました。ご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

委員

出産育児一時金 50 万円という金額は、燕市内の病院における正常分娩の出産費用の平均より 有利になっているのでしょうか。実際には、負担が生じることになるのでしょうか。

事務局

国の分娩施設での出産費用の平均が 47 万 3315 円となっておりますので、その費用を上回る金額に改定させていただいたということになります。

委員

わかりました、私は以上です。

会長

他にありませんか。

委員

最近は双子も多いと聞きますが、2人や3人になってもこの50万円という金額は変わらないのでしょうか。また、この一時金については、事前に支払われることで妊婦さんの負担が0円になるのか、それとも手続きをした後に支払われるのでしょうか。どちらでしょうか。

事務局

1つ目については、双子の場合でも、改正後の金額でお一人につき 50 万円になります。2つ目については、直接支払制度というものがありますので、その制度を利用することで定められた支給額については、市から分娩機関へ直接支払われ、その支給分の窓口での負担はなくなります。ただし、ご本人様が希望であれば、窓口で負担した後に手続きをすることで市からご本人

様へ支給することもできますので、それはご本人様に選択していただくことになります。

会長

よろしいでしょうか。

委員

はい、ありがとうございます。

会長

他にありませんか。

無いようですので、議題の②燕市国民健康保険条例の一部改正について、ご了承をいただきた いと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

それでは、議題の②燕市国民健康保険条例の一部改正について、報告を終了させていただきます。

次に、議題の③令和4年度燕市国民健康保険特別会計補正予算第2号について、事務局より説明願います。

事務局

<資料③により令和4年度燕市国民健康保険特別会計予算第2号について報告>

会長

説明が終わりました。ご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

無いようですので、議題の③令和 4 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について、 ご了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

それでは、議題の③令和 4 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について、報告を終 了させていただきます。 次に、議題の④国民健康保険事業費納付金等の算定結果について、事務局より説明願います。

事務局

<資料④により国民健康保険事業費納付金等の算定結果について報告>

会長

説明が終わりました。ご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

委員

2ページ目の説明の中で、令和 4 年度の一人当たり納付金額が 11 万 9888 円、令和 5 年度が 11 万 9666 円となっており、県内 6 番目かと思います。燕市は恒常的に高いと読み取りました が、事務局としてはその要因については、どのようにお考えでしょうか。

事務局

納付金については、全体の医療費と被保険者数の面から推計し、県から配分を受けています。

事務局

その要因について、補足させていただきます。納付金について、2ページ目に記載がありますが、数年前から県単位化になった関係で県全体の医療費総額を各市町村に分配する形になっています。その分配された金額が記載されている納付金額というわけですが、国保の被保険者の方々から国保税を徴収することで支払う形となっています。問題となる配分の方法は、国保の被保険者にかかった医療費と国保の被保険者の所得が概ね1対1の割合で算定の基礎となっています。実際には、燕市の国保の医療費については、特別に高いわけではありません、過去の記録では、県内30市町村中で15番目から20番目の範囲内の実績だったかと思います。そういった状況の中で何故に納付金が高くなるのかということですが、被保険者の所得が高いことが要因です。県内市町村の中でも被保険者の所得が高いことが大きく影響し、一人当たりの納付金額が高くなっていると考えております。ただし、決して所得が高いことが悪いということではなく、所得が高いということは、言い換えると高い保険料率を掛けなくても徴収できるということになろうかと思います。

委員

所得が高いというのは、平均としてみた場合の話でしょうか。昨年からの事務局の説明の中では、見通しとして被保険者数や世帯数が増えることはなかなかに難しく、財政は厳しいというお話だったかと思います。所得が高いということは財政の面で見れば、裕福とまでは言わずとも、厳しい状況とは少し違うのではないのでしょうか。例えば、配布されている目で見る国保の6ページに一人当たりの保険料が記載されていますが、燕市はやはり上の方にいます。私自身被保険者3年目になりますが、燕市の国保税は決して安くない、高いなと実感しています。納付金のことだけではなく、むしろこの保険税のことで伺いたかったです。徴収される一人当

たりの保険税のことです。なぜこんなに高いのだろうかといったところです。

事務局

はい、被用者保険から国保に移られると恐らく最初は高くなると思います。被用者保険は半分会社が負担していて、国保は全体的に高いというイメージになるかと思います。燕市の納付金についても一人当たりの金額が実際に新潟市の次点くらいです。先ほどご説明させていただいた通り、国保制度については県単位化を進めている中で、後期高齢者医療の制度については、実はすでに県単位化しております。後期高齢だと、燕市の一人当たりがいくらかなど、そういったデータはあまり出てこないと思います。47 都道府県個々で保険料率を算定しますが、新潟県として統一の保険料を算定しています。そして、実は新潟県は一番安いのですが、その料率を掛ければ、所得が高い燕市においては当然に一人当たり保険料が高くなってしまいます。所得が高いからこそ、料率を高く設定する必要が無いので、所得の低い世帯においては、逆に他市町村より安くなることもありますが、保険料について言えば、燕市内はもちろんのこと新潟県内であれば、同じ所得なら同じ金額という言い方をしているかと思います。納付金の話に戻りますと、決して医療費が高いとか、医療機関に多く掛かっているということではなく、納付金の算定方法の半分が所得によるものであるが故に一人当たり納付金が高くなるということです。

委員

はい、わかりました。

会長

他にありませんか。

委員

今の話にもありましたが、徴収した保険料は全て県に納付されるという認識でよろしいでしょうか。また、収納率はどういう状況でしょうか。

事務局

7月に税制が変わったばかりで、そこまで日が経過していない中ではありますが、国保税については、1月末で前年と比較すると約0.5%上がっていて、74.7%程です。

委員

年間では、どれくらいでしょうか。また、その収納率が新潟県全体で見た場合にどれくらいの 位置にいるのかを教えていただきたい。更にはその収納率が納付金の算定の基礎の中にどのよ うに影響するのでしょうか。

令和3年度末で約96%でした。

委員

収納率は重要な要素の一つになるかと思いますし、皆さん努力されていることだとは思いますが、納付金の算定に加味されている部分があると良いのかなと思いました。

事務局

県が市町村ごとの収納率見込みを管理しており、納付金算定の際にはその見込みを加味しています。 燕市の収納率においては、県は91%を見込んでおりましたが、実際には96%ですので、 県の見込み以上で推移していることになります。

委員

はい、わかりました。もう1点質問ですが、医療費適正化など保健事業においてもある程度尽力して取り組んでいるところかとは思います。保険税を納めるにあたり、医療機関に全くかからず保険税を納めっぱなしの人もいる中で、インセンティブというかアメのようなものはあるのでしょうか。

事務局

昔、1回も医療機関にかからなかった場合に、何かしら給付を実施したり具体的に1万円をバックしたりというような施策を実施した市町村がありました。ただ、ここ 10 年程の流れとしては、それを目的として適正な医療を受けない人がいるということが問題視され、最近では、保険証を使用しなかった人向けの恩恵などを実施しているところはあまりないかと思います。

委員

わかりました。アメとムチというような考え方だとは思いますが、健康であれば当然医療機関 にかかる必要もないわけで、引き続き保健事業への取り組みを続けていただきたいと思います。 ありがとうございました。

事務局

後程、全国的に同じ目線で評価をして点数付けをするという保険者努力支援制度についてご報告させていただきます。 貴重なご意見ありがとうございます。

会長

委員、よろしいでしょうか。

委員

はい、ありがとうございます。

会長

他にありませんか。

無いようですので、議題の④燕市国民健康保険事業費納付金等の算定結果について、ご了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

それでは、議題の④国民健康保険事業費納付金等の算定結果について、報告を終了させていた だきます。

次に、議題の⑤令和5年度燕市国民健康保険特別会計予算について、事務局より説明願います。

事務局

<資料⑤-1、資料⑤-2により令和5年度燕市国民健康保険特別会計予算について報告>

会長

説明が終わりました。ご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

委員

1点だけ、資料⑤-③上段の表の下部説明文の中で、県支出金が1億9万3千円となっていますが、正しくは1千9万3千円でよろしいでしょうか。

事務局

ご指摘ありがとうございます。申し訳ございませんでした。

会長

他にありませんか。

無いようですので、議題の⑤令和 5 年度燕市国民健康保険特別会計予算について、ご了承をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

それでは、議題の⑤令和5年度燕市国民健康保険特別会計予算について、報告を終了させていただきます。

次に、議題の⑥その他について、事務局より説明願います。

議題に入る前に、登坂委員から急遽欠席の連絡がありましたので、ご報告させていただきます。 議題の⑥その他、令和4年度保険者努力支援制度取組評価分の分析資料についてです。前回の 協議会で説明させていただいた件で、国から提供された資料です。詳しくは資料をご覧くださ い。

会長

説明が終わりました。ご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

委員

保険年金課のきめ細やかな体制が昨年に続き少しわかりましたが、それらの成果がこの結果なのかなと思い、納得いたしました。また、知人との集まりがあった際に、かかった医療費の通知が毎年郵送されますが、郵送代がもったいないとの話が挙がりました。そういう意見もあるのだと思い、お伝えさせていただきます。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。機会があれば、ご自身のかかった医療費を確認して、自 身がどれくらいかかっているのか、適正なかかり方をしているのかなど、今後の医療のかかり 方の参考にしていただければと思います。

委員

はい、わかりました。

委員

今の話に関連して、スマホや PC で確定申告をしていないので、今回もその通知を利用させていただきました。その通知について、検討する際には一律取りやめるのではなく、必要だという意見があることもぜひ加味していただきたいです。要望です。

事務局

貴重なご意見、ありがとうございます。通知を無くすことは難しいかと思います。今後の参考 にさせていただきます。

事務局

補足ですが、マイナンバーカードを使用し、マイナポータル側から確認できますので、医療費情報を取り込んで e-TAX で簡単に申告する方法もありますし、期間の設定が出来るので、簡単に医療費を確認することが出来ます。医療費通知だと情報が来るのに 2 か月程かかったりするため、中途半端なところで期間がきれてしまっていると思います。

もともと医療費通知は、自身が実際にかかった医療が合っているかを確認するために始まった ものですが、機会がありましたら、改めて詳しくご説明させていただきます。

委員

私も確定申告で使用させていただきましたが、通知があると領収書も不要で非常に便利だと感じています。また、議題と関係ない話になりますが、日報の記事になっていた県立吉田病院の件で、建て直しの県予算が盛り込まれたという内容を見ました。また、県の会議で燕市長が建て直しに力を入れたという記事も別で見ました。これから病院にかかることが増える世代の人間としては、細かい経過はわかりませんが、県央の基幹病院に加えて、非常に有難く、燕市長はじめ、議員の皆さま、行政の皆さまのお力添えの結果だと思っております。非常に感謝申し上げます。

事務局

ご丁寧にありがとうございます。県の予算発表前に先行して記事になった件ですが、皆さまご存じのとおり県央基幹病院が令和6年3月1日に開院予定です。県立吉田病院もおそらく指定管理者制度になることが決まっていて、県央基幹病院を核として、県立吉田病院、県立加茂病院、済生会三条病院等、地域医療の発展のために地域連携を取り、随時地域の皆さまに発信してまいりたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

会長

他にありませんか。

無いようですので、議題の⑥その他について、ご了承をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

それでは、議題の⑥その他について、終了させていただきます。 せっかくの機会ですので、委員の皆さまから何かございませんか。

無いようですので、本日の議題につきましては、すべて終了いたしました。ご協力ありがとう ございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

会長、議事の進行、大変ありがとうございました。ここで皆様に、新潟県国民健康保険団体連合会による表彰について、お知らせいたします。このたび、野神委員さんが、燕市国民健康保険運営協議会委員として、10年以上在職され、功労顕著であることから、新潟県国民健康保険団体連合会より表彰されることが決まりました。正式には、来たる2月20日開催の国保連合会の通常総会におきまして表彰される予定となっておりますので、皆様にご紹介させていただきます。

野神委員さんにおかれましては、今後も国民健康保険運営協議会委員としてご活躍され、燕市 国保の事業運営に対しまして、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは最後に、健康福祉部本間医療主幹からひと言ご挨拶させていただきます。

(本間主幹 あいさつ)

事務局

それでは、これにて、本日の燕市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。委員の皆さまには、長時間にわたり、ご審議をいただきありがとうございました。大変お疲れさまでございました。

(閉会:午後3時3分)